

大和市告示第72号

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市冠水監視カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成29年大和市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第3条中「による撮影の対象とする区域」を「を設置する場所」に改める。

第6条第1号中「加工」を「加工し、」に改め、同条第3号中「以外の」を「以外による」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

番号	設置場所	台数
1	上草柳調整池（大和市上草柳774番2）	1台
2	市道光ヶ丘久田線（大和市上和田字上ノ原129番3）	1台
3	市道福田93号（大和市福田二丁目100番37）	1台
4	市道福田125号（大和市福田七丁目100番3）	1台
5	市道中福田南庭線（大和市渋谷六丁目100番2）	1台
6	市道下福田189号（大和市福田字甲一ノ区76番3）	1台

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。